"経理のプロ"になるための

「法人税」マスター講座 4

利益と所得の調整とは

"経理のプロ"になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満広

掲載(予定)テーマ
❶法人税の成り立ち
❷税金のベースとなる「所得」
❸売上原価と仕入原価
❹利益と所得の調整とは
❺収益と益金
❻費用と損金

法人税は法人の所得にかかる税金です。会計上の利益は【収益－費用】で計算しますが、法人税法上の所得は【益金－損金】で計算します。「収益と益金」「費用と損金」は似たような性質のものですが同じではありません。場合によっては**図表**のように「利益と所得」に差額が生じます。今回は会計と税法の調整について考えます。

会計と税法ではどこに違いが出るのか

そもそも「会計」と「税法」は目的が異なります。会計は、株主や銀行等の利害関係者に対して会社の財政状態や経営成績を報告することを目的としています。利益の計算においては利害関係者の判断を誤らせないようにしなければいけません。一方で税法は、税負担の公平性を確保することを目的としています。所得の計算においては、企業間の税負担の格差や課税の歪みが生じないようにしなければいけません。

具体的な例で考えてみましょう。期末直前に利益が1、000万円あった会社が、決算日に交際費として全額使ってしまったとします。会計の考え方では、交際費も単なる費用の一部でしかないので、利益は(1、000万円－1、000万円＝ゼロ)となります。

一方で税法の考え方では、冗費の節約(会社のムダ遣いを防ぐ)目的で、800万円を超える交際費は損金とはならない(中小法人の場合)ため、1、000万円－800万円＝200万円の所得があるとなります。こうした違いで利益と所得には差額が生じます。

異なるものについての主な調整項目

会計と税法の違いは、次の4つの項目に分けることができます。

(1) 損金不算入項目

会計上は費用でも税法上は損金にならない項目を「損金不算入」といいます。所得を計算する際利益に加算して調整します。主な損金不算入項目は次のとおりです。

① 交際費

交際費は会計上の費用ですが、税法上は原則、損金となりません。冗費を節約して企業体質の強化を図るための制度です。

ただし、交際費のうち接待飲食費は支出額の50%相当額を損金にできます。期末資本金の額が1億円以下の中小法人は、定額控除限度額(年800万円)までの額を損金とすることもできます。

② 役員賞与

役員賞与は会計上の費用ですが、税法上は原則、損金となりません。

役員賞与を無制限に損金算入にすると恣意的な取扱いが生じやすく、課税の公平性や税収確保に弊害が出るためとされています。「事前確定届出給与に基づいて支給する賞与」や「利益連動給与(同族会社に該当しない法人で一定の賞与)」等に限り損金となります。

③ 寄附金

寄附金は会計上の費用ですが、税法上は一部、損金となりません。

寄附金の支出は事業活動との関連性が不明瞭なので、全額損金算入は問題があるためとされます。

経理処理にかかわらず、寄附金が損金となるのは金銭等の支出時とされています。未払計上した寄附金は全額損金となりません。

④ 租税公課

租税公課は会計上の費用ですが、法人税や法人住民税は損金となりません。利益にかかる税金なので、費用ではなく「利益の処分」と税法では考えるためです。

ただし、法人事業税は損金となります。法人事業税は固定資産税と同じように「行政サービスの対価」と考えるためとされています。

一方、納税遅れや計算間違いで課される延滞税や加算税は、不正行為に対する制裁目的という理由で損金となりません。

⑤ 減価償却費

減価償却費は会計上の費用、税法上の損金のどちらにも該当しますが、耐用年数(減価償却費の計算根拠となる償却率を決定する)の考え方が若干異なります。

会計では、使用可能期間を合理的に見積もって耐用年数を決めることとなっています。税法では、資産の種類や用途ごとに法令で定められた耐用年数が適用されます。2年ごとにパソコンを買い替える会社の場合、合理的な理由があれば会計上は耐用年数を2年とすることもできますが、税法上は法定耐用年数の4年となります。

(2) 益金不算入項目

会計上は収益ですが、税法上は益金にならない項目を「益金不算入」といいます。所得を計算する際は利益に減算して調整します。主な益金不算入項目は次のとおりです。

① 受取配当金

受取配当金は会計上の収益ですが、税法上は一部、益金としないことができます。これは二重課税(支払配当額は支払法人側では損金とならないため、受取法人側で益金とすると、同じ取引に二重で法人税がかかること)を排除する趣旨で設けられています。

② 還付法人税等

納付した法人税や所得税、法人住民税が納め過ぎなどの理由で還付されることがあります。この金額は、会計上の収益(納付時に費用とした場合)となりますが、税法上は益金となりません(納付時に損金とならないため)。

ただし、還付金に加算される還付加算金は、利息の意味合いがあるため益金となります。

(3) 損金算入項目

会計上は費用ではありませんが、税法上は損金になる項目を「損金算入」といいます。所得を計算する際は利益に減算して調整します。主な損金算入項目は次のとおりです。

① 青色欠損金の繰越控除

会計上は過年度の赤字を当期の費用とすることはできませんが、税法上は過年度に発生した赤字(欠損金)を当期の損金とすることができます(繰越控除といいます)。年度ごとの所得の不均衡の是正を目的とした制度です。

青色申告書を提出している法人の場合、欠損金は9年間(平成30年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金は10年間)繰り越すことができます。

なお、資本金1億円超等の法人は控除限度額(所得金額の50%～80%)があります。

② 収用等があった場合の5、000万円の損金算入

行政が公共目的で強制的に私有財産を取得することを「収用」といいます。法人が所有する土地等が収用され利益が出た場合、一定の要件を満たしていれば、会計上の費用がなくても税法上の損金算入が認められています。

損金算入できる金額は、5、000万円と不動産売却益のいずれか少ない金額です。

(4) 益金算入項目

会計上は収益ではありませんが、税法上は益金になる項目を「益金算入」といいます。所得を計算する際は利益に加算して調整します。

主な益金算入項目として**同族会社の行為計算の否認**があります。

これは、グループ会社間で不動産取引をする際に、市場価格よりも安い金額で売買すると、購入側の会社は会計上の収益を計上していなくても、税法上は益金と認定されるというものです。▲

図表　利益と所得の違い

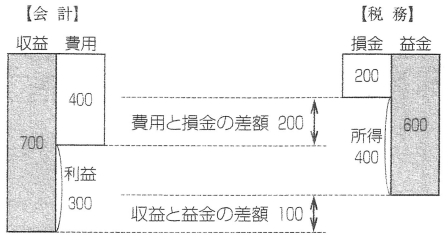

ひらい みつひろ　平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。